

第80回

定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2020年6月26日
(金曜日)
午前10時



開催場所

東京都千代田区神田神保町二丁目4番地
当社9階大会議室

目次

● 招集ご通知	01
● 株主総会参考書類	
第1号議案 取締役10名選任の件	03
第2号議案 監査役1名選任の件	09
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	10
(添付書類)	
● 事業報告	11
● 連結計算書類	28
● 計算書類	31
● 監査報告書	34
インターネットによる議決権行使のご案内	39

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会日時点でのご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。当日は、感染拡大予防のため、体温測定、マスク着用、アルコール消毒などの措置をとらせていただく場合がございますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

また、感染拡大防止の観点から、極力、書面・インターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

本年は、株主総会における混雑緩和や、接触感染リスクの低減を図るため、**株主総会にご出席の株主様へのお土産を取り止めさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。**

太平電業株式会社

証券コード：1968

株 主 各 位

東京都千代田区神田神保町二丁目4番地
太平電業株式会社
代表取締役 野 尻 穰
社長執行役員

第80回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第80回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請され、この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、**本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。**

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送下さい。

インターネットによる議決権行使の場合

39頁から40頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに賛否をご入力下さい。

敬 具

記

1. 日 時	2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所	東京都千代田区神田神保町二丁目4番地 当社9階大会議室 ・本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を広げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、お座りいただけない場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
3. 会議の目的事項	
報告事項	(1) 第80期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第80期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項	第1号議案 取締役10名選任の件 第2号議案 監査役1名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。
- 会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。（ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。）
- 会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国後、14日間が経過されていない方は、別室に誘導させていただく場合がございます。なお、海外から帰国後、14日間が経過されていない方は、受付でお申し出いただけますようお願い申し上げます。
- 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- 本年は、株主総会における混雑緩和や、接触感染リスクの低減を図るため、**株主総会にご出席の株主様へのお土産を取り止めさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。**
- 招集ご通知の添付書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.taihei-dengyo.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類には、当社ウェブサイトに掲載の上記書類も含まれております。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.taihei-dengyo.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承下さい。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営の健全性を高め、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、新たに独立性の高い社外取締役1名を増員し、社外取締役4名を含む取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。



候補者
番号

1

の じ り じ ょ う
野 尻 穰

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年3月	当社入社
2007年7月	当社補修部長
2008年4月	当社執行役員補修部長
2009年6月	当社上席執行役員工事本部副本部長兼補修部長
2012年4月	当社上席執行役員工事本部長
2012年6月	当社取締役上席執行役員工事本部長
2013年4月	当社代表取締役社長執行役員（現在）

● 生年月日

1959年1月29日生

● 取締役会への出席状況

14回／14回

● 所有する当社の株式の数

16,100株

取締役候補者とした理由

野尻穰氏は、上記略歴等のとおり、豊富な経験を有しており、当社グループの重要な経営課題に対して、迅速・果敢に取り組み、成果を収める識見と指導力を備えており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。



- 生年月日
1955年9月3日生
- 取締役会への出席状況
13回/14回
- 所有する当社の株式の数
12,400株

候補者
番号

2

たけした やすし
竹下 康司

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年3月	当社入社
2005年3月	当社川崎火力建設所長
2009年6月	当社執行役員建設部長
2012年4月	当社工事本部副本部長兼建設部長
2013年4月	当社上席執行役員工事本部長
2013年6月	当社取締役上席執行役員工事本部長
2017年6月	当社取締役常務執行役員工事本部長
2018年4月	当社取締役常務執行役員工事本部長兼東日本統括
2019年6月	当社取締役常務執行役員工事本部長（現在）

取締役候補者とした理由

竹下康司氏は、上記略歴等のとおり、主として工事部門において、当社グループの事業活動に関し豊富な経験と高い識見を有しており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。



- 生年月日
1958年3月5日生
- 取締役会への出席状況
14回/14回
- 所有する当社の株式の数
20,950株

候補者
番号

3

つるなが とおる
鶴長 徹

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年4月	当社入社
1991年10月	当社豊洲事業所（新東京火力）解体撤去工事建設所長
2005年1月	TAIHEI ALLTECH CONSTRUCTION (PHIL.) ,INC.取締役上席副社長
2008年4月	当社第二営業部長
2009年6月	当社執行役員営業本部副本部長兼第二営業部長
2014年6月	当社取締役上席執行役員名古屋支店長
2017年4月	当社取締役上席執行役員東日本統括
2018年3月	㈱日本機械製作所代表取締役社長
2018年4月	当社取締役上席執行役員社長付特命事項担当
2019年6月	当社取締役常務執行役員技術本部長（現在）

取締役候補者とした理由

鶴長徹氏は、上記略歴等のとおり、海外部門、営業部門および支店等において、当社グループの事業活動に関し豊富な経験と高い識見を有しており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。



- 生年月日
1963年5月15日生
- 取締役会への出席状況
14回/14回
- 所有する当社の株式の数
7,400株

候補者
番号

4

く さ か しん や
日 下 慎 也

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年3月	当社入社
2007年7月	当社名古屋支店営業部長
2010年4月	当社経理部長
2014年10月	当社執行役員経理部長
2017年4月	当社執行役員総務管理本部副本部長
2017年6月	当社取締役上席執行役員総務管理本部長
2018年4月	当社取締役上席執行役員総務管理本部長兼経理部長（現在）

取締役候補者とした理由

日下慎也氏は、上記略歴等のとおり、主として財務部門において、当社グループの事業活動に関し豊富な経験と高い識見を有しており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。



- 生年月日
1964年9月8日生
- 取締役会への出席状況
10回/10回
- 所有する当社の株式の数
3,000株

候補者
番号

5

い と う ひろ あき
伊 藤 浩 明

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年3月	当社入社
2007年1月	当社新名古屋火力8号系列電装建設所長
2014年4月	当社補修部長
2015年10月	当社執行役員工事本部副本部長兼補修部長
2017年4月	当社執行役員東京支店長
2019年6月	当社取締役上席執行役員東日本統括兼工事本部副本部長（現在）

取締役候補者とした理由

伊藤浩明氏は、上記略歴等のとおり、工事部門および支店等において、当社グループの事業活動に関し豊富な経験と高い識見を有しており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。



- 生年月日
1961年11月24日生
- 所有する当社の株式の数
3,000株

候補者
番号

6

ありよし まさき
有吉 正樹

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年3月	当社入社
2002年4月	当社太平洋セメント上磯事業所長
2010年3月	当社上磯廃熱発電建設所長
2014年4月	当社泊事業所長
2017年4月	当社北海道支店工事部長
2019年4月	当社執行役員東北支店長（現在）

取締役候補者とした理由

有吉正樹氏は、上記略歴等のとおり、工事部門および支店等において、当社グループの事業活動に関し豊富な経験と高い識見を有しており、当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。



- 生年月日
1947年6月5日生
- 取締役会への出席状況
14回／14回
- 所有する当社の株式の数
0株

候補者
番号

7

みなくち よしひさ
水口 義久

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年11月	工学博士学位授与
1999年4月	山梨大学工学部教授
2003年4月	山梨大学大学院医学工学総合研究部教授
2013年4月	山梨大学名誉教授（現在）
2015年6月	当社社外取締役（現在）

社外取締役候補者とした理由

水口義久氏は、(株)東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、また機械工学分野の研究者としての長年の経験と知見を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。



- 生年月日
1956年3月13日生
- 取締役会への出席状況
14回／14回
- 所有する当社の株式の数
0株

候補者番号 **8** ゆばあきら
弓場 法

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年3月 公認会計士登録
1992年1月 弓場公認会計士事務所開設
2003年6月 税理士登録
弓場法税理士事務所開設
2015年2月 日置電機(株)社外監査役（現在）
2015年6月 当社社外取締役（現在）

社外取締役候補者とした理由

弓場法氏は、(株)東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、また公認会計士の資格を有しており財務および会計に関する相当程度の知見を有しておられることから、専門的な知識・経験等を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。



- 生年月日
1952年9月23日生
- 取締役会への出席状況
14回／14回
- 所有する当社の株式の数
0株

候補者番号 **9** かとう ゆうじ
加藤 祐司

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月 弁護士登録
2003年7月 加藤祐司法律事務所開設
2012年6月 当社社外監査役
2016年6月 当社社外監査役退任
2018年6月 当社社外取締役（現在）

社外取締役候補者とした理由

加藤祐司氏は、(株)東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、また弁護士の資格を有しており企業法務に関する相当程度の知見を有しておられることから、専門的な知識・経験等を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。



● 生年月日
1954年9月23日生

● 所有する当社の株式の数
0株

候補者
番号

10

あさ い さとる
浅井 知

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年4月 東京芝浦電気(株) (現(株)東芝)入社
2014年3月 博士(工学)学位授与
2014年9月 (株)東芝退社
2015年4月 大阪大学大学院工学研究科マテリアル生産科学専攻教授
2020年4月 大阪大学接合科学研究所ダイヘン溶接・接合協働研究所特任教授(現在)

社外取締役候補者とした理由

浅井知氏は、(株)東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、また溶接工学分野の研究者としての長年の経験と知見を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 伊藤浩明氏は2019年6月の就任以降に開催された取締役会の回数を記載しております。
3. 水口義久、弓場法、加藤祐司、浅井知の各氏は、社外取締役候補者であります。
4. 水口義久、弓場法の両氏の社外取締役としての在任期間は、それぞれ本総会終結の時をもって5年となります。加藤祐司氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 社外取締役候補者との責任限定契約について
当社は現行定款第29条において、「会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度額とする」と定めております。当社は、水口義久、弓場法、加藤祐司の3氏との間で社外取締役就任時に、当該責任限定契約を締結しております。3氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、浅井知氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間でも、当該責任限定契約を締結する予定であります。

第2号議案

監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役和田一郎氏が任期満了となりますので、改めて監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



やま だ せつ こ
山 田 攝 子

新任

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1981年4月	弁護士登録 山田法律事務所（現山田・合谷・鈴木法律事務所）入所
2007年10月	国土交通省中央建設工事紛争審査会特別委員（現在）
2009年3月	中野冷機株式会社社外監査役（現在）
2010年4月	山田・合谷・鈴木法律事務所退所 山田法律事務所開設 東京簡易裁判所民事調停委員（現在）
2012年4月	東京都収用委員会委員（現在）
2013年10月	文部科学省原子力損害賠償紛争審査会特別委員（現在）
2015年3月	国土交通省運輸審議会委員（現在）

● 生年月日

1954年5月8日生

● 所有する当社の株式の数
0株

社外監査役候補者とした理由

山田攝子氏は、(株)東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、また弁護士としての専門的見地を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に関する相当程度の知見を有しておられるため、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役候補者としております。

(注) 1. 監査役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

2. 山田攝子氏は社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者との責任限定契約について

当社は現行定款第38条において、「会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度額とする」と定めております。これにより、当社は、社外監査役候補者である山田攝子氏との間で社外監査役就任時に、当該責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、現社外監査役である大村廣氏および第2号議案をご承認いただくことを条件に社外監査役に就任予定の山田攝子氏の補欠の社外監査役候補者として、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。



● 生年月日
1954年1月5日生

● 所有する当社の株式の数
0株

ひぐち よしゆき
樋口 義行

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1988年5月	公認会計士登録
2006年6月	監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）代表社員
2010年11月	有限責任監査法人トーマツ東京事務所総務担当
2013年11月	有限責任監査法人トーマツ本部総務担当
2019年6月	有限責任監査法人トーマツ退所
2019年7月	樋口義行公認会計士事務所開設
2019年12月	EPSホールディングス(株)社外監査役（現在）

補欠の社外監査役候補者とした理由

樋口義行氏は、(株)東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、また公認会計士の資格を有しており財務および会計に関する相当程度の知見を有しておられることから、専門的な知識・経験等を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者としております。

(注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

2. 社外監査役候補者との責任限定契約について

当社は現行定款第38条において、「会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度額とする」と定めております。これにより、当社は、社外監査役候補者である樋口義行氏との間で社外監査役就任時に、当該責任限定契約を締結する予定であります。

以上

(添付書類)

事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が堅調に推移したものの、消費税率引き上げによる消費の落ち込みや相次ぐ台風などの自然災害の影響から経済の減速感が強まりました。さらに、米中通商摩擦による国際情勢の動向や今年に入り新型コロナウイルスの感染拡大が世界経済に与える深刻な影響から、景気の先行きは暗雲立ち込める事態となりました。

当社グループの主力事業である電力業界におきましては、電力・ガス小売全面自由化に伴い、電力会社間における顧客獲得競争や異業種からの新規参入による業種の枠を越えた価格競争が激化したことから、厳しいコスト削減や生産性の向上が求められております。一方、原子力発電所の再稼働に向けては新規規制基準適合性審査に向けて的確な対応と自主的な安全性向上に取り組むことで信頼回復に努めております。

このような事業環境のもと、当社グループは「企業基盤の継続整備と展開」と「収益基盤の確保と一貫体制の構築」を基本とする「中期経営計画（2017年度～2019年度）」の最終年度にあたり、目標達成に注力してまいりました。アライアンスの構築、人材の技能・技術向上による施工体制の強化を図り、また、発電事業に参入するために「電力事業本部」を新設し、自社発電所を保有することで、発電所の運転・日常保守から得た知見により各種プラント設備の建設・補修等に向けた広角的な営業活動の実施と、さらに内部統制システムの一層の強化およびお客様の需要を迅速に把握し柔軟に対応するため「北陸支店」を開設するなど、企業の持続的成長の実現に向けて取り組んでまいりました。

当連結会計年度の業績につきましては、受注高1,253億9千3百万円（前年同期比21.5%増）、売上高1,194億5千9百万円（前年同期比18.1%増）、うち海外工事は52億2千5百万円となりました。利益面につきましては、一部の大型工事の収支が改善したことから営業利益94億5千万円（前年同期比170.6%増）、経常利益95億8千万円（前年同期比138.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益61億9千万円（前年同期比121.4%増）となりました。

当連結会計年度の期末配当金につきましては、2020年2月7日開催の取締役会において、長期安定的な利益還元を基本とする剰余金の配当方針に則り、普通配当70円に加え、2019年10月に西風新都バイオマス発電所が竣工を迎えたことから、株主の皆様にご感謝の意を表し、20円の記念配当を実施し、1株につき90円と決定いたしました。

なお、部門別の業績は次のとおりとなります。

建設工事部門

受注高は、前年同期に比べ環境保全設備工事が減少したものの、事業用火力発電設備工事が増加したことにより、部門全体として増加し、527億4千4百万円（前年同期比58.5%増、構成比42.1%）となりました。

売上高は、前年同期に比べ事業用火力発電設備工事および環境保全設備工事が増加したことにより、部門全体として増加し、506億9千5百万円（前年同期比31.7%増、構成比42.4%）となり、利益は5億9千9百万円となりました。

補修工事部門

受注高は、前年同期に比べ原子力発電設備工事が減少したものの、事業用火力発電設備工事および製鉄関連設備工事が増加したことにより、部門全体として増加し、726億4千9百万円（前年同期比3.9%増、構成比57.9%）となりました。

売上高は、前年同期に比べ事業用火力発電設備工事が減少したものの、原子力発電設備工事および製鉄関連設備工事が増加したことにより、部門全体として増加し、687億6千4百万円（前年同期比9.8%増、構成比57.6%）となり、利益は111億5千3百万円となりました。

部門別の受注高、売上高及び繰越高

（単位：百万円）

区 分	前連結会計年度 繰越高	当連結会計年度 受注高	当連結会計年度 売上高	翌連結会計年度 繰越高
建設工事	45,782	52,744	50,695	47,831
補修工事	36,604	72,649	68,764	40,490
合 計	82,387	125,393	119,459	88,321
国 内	75,202	121,076	114,233	82,045
海 外	7,184	4,317	5,225	6,275

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 建設工事部門は、火力、原子力発電設備や製鉄関係、環境保全、化学プラント等の設備据え付けや改造工事等と、これらの設備に付帯する電気計装工事、保温、塗装工事他の施工、および各種プラント設備の解体、廃止措置等の事業を行っております。

3. 補修工事部門は、同上の各種プラント設備の定期点検、日常保守、修繕維持等の事業および発電事業を行っております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度は総額39億2千8百万円の設備投資を実施いたしました。その主なものは、西風新都バイオマス発電所（広島県広島市）設備であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては財務体質の強化と資金の効率化を図るため、60億円の借入を実行し、32億円を返済しております。

また、西風新都バイオマス発電所に係る資金調達のため、長期借入金として14億円の借入を実行しております。なお、貸出コミットメントライン契約に基づく借入枠は2020年3月に増枠契約を締結し、借入枠は130億円であり、当連結会計年度末における借入未実行残高は130億円であります。

また、資金繰りの安定化を目的とし、2019年8月23日に第4回無担保社債50億円を発行しております。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルスの世界的感染拡大に終息が見えないことにより、景気が大きく下振れし極めて不安定な状況で推移すると予想されます。こうした状況に加え、英国のEU離脱後の交渉動向、米中貿易摩擦の再燃、世界金融市場の混乱による影響等が景気の下振れリスクの要因として懸念されており、景気の先行きはさらに不透明な状況が継続すると思われれます。

当社グループの主力事業である電力業界は、「電力システム改革」の最終段階を迎え、効率化を進める一方、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として危機管理体制の構築や各電力会社間の連携強化が一層進んでいくと思われれます。

当社グループは、本年4月に「持続的発展のための企業基盤向上」、「事業環境変化に対応できる収益基盤の確保」を骨子とした「中期経営計画（2020年度～2022年度）」をスタートしました。内部統制や企業リスクマネジメント強化によるコンプライアンス経営の更なる徹底、建設業・発電事業に必要な公的資格保有等を目的とした人材の育成、設備を増強した自社工場を活用した受注活動の推進、IT・ICTを活用した技術開発による安全で品質の高い工事施工などを実施してまいります。また、当社は72年の歴史により、長年にわたって建設・補修工事の施工能力を確立してきたことに加え、エンジニアリング、調達および運転の各業務に関するノウハウを蓄積することにより、より高いレベルでお客様のニーズに応える成長を経営戦略の柱としてまいります。さらに、外部環境に左右されない堅固な事業基盤を確立し、既存の事業領域のみならず風力・水力・地熱発電等の再生可能エネルギー等の新規分野についても、需要を的確に把握し受注活動を行い、新たな収益基盤の確保を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第77期 (2016年度)	第78期 (2017年度)	第79期 (2018年度)	第80期 (当連結会計年度)
受 注 高	82,560	117,051	103,209	125,393
売 上 高	79,528	81,393	101,141	119,459
経 常 利 益	6,520	3,422	4,013	9,580
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	4,358	2,287	2,795	6,190
1株当たり当期純利益(円)	116.68	122.55	149.13	326.75
総 資 産	90,597	94,770	107,995	127,571
純 資 産	60,800	62,199	63,363	67,623

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づいて算出しております。

3. 2017年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合をもって株式併合を実施しております。1株当たり当期純利益は、第78期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。

4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号平成30年2月16日）等を第79期の期首から適用しており、当該会計基準等を遡って適用した後の数字で第78期を表示しております。

(6) 重要な子会社等の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	当社の出資 比率(%)	主 な 事 業 内 容
株式会社日本機械製作所	50	100	建設業(発電設備等の機器の据付施工)
豊楽興産株式会社	10	100	発電設備に付帯するバルブ・継手等の製造販売
TAIHEI ALLTECH CONSTRUCTION (PHIL.) ,INC.	14百万ペソ	100	発電設備等の施工および鋼構造物の製作(フィリピン)
株式会社古田工業所	20	62.5	建設業(発電設備等の溶接施工)
富士アイテック株式会社	80	45	建設業(発電設備等の保温・保冷および塗装施工)
☆東京動力株式会社	80	31.3	建設業(発電設備等の機器の据付施工)

(注) ☆印は持分法適用会社であります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは建設業法により国土交通大臣の許可を受け、火力・原子力発電設備、製鉄関連設備、環境保全設備、化学プラント設備等における据付工事・改造工事・解体工事・定期点検・日常保守・修繕維持ならびにこれらに関連する事業を展開しております。

当社許可番号 ①(特-2)第3967号 許可年月日 2020年4月25日
②(般-2)第3967号 許可年月日 2020年4月25日

(8) 主要な事業所

① 当 社

本 社 東京都千代田区神田神保町二丁目4番地
支 店 北海道支店（北海道札幌市）
東 北 支 店（宮城県仙台市）
東 京 支 店（東京都千代田区）
名古屋支店（愛知県名古屋市）
北 陸 支 店（富山県富山市）
若 狭 支 店（福井県敦賀市）
大 阪 支 店（大阪府大阪市）
中 国 支 店（広島県広島市）
九 州 支 店（福岡県北九州市）

② 子 会 社

(国 内) 株式会社日本機械製作所 本社（愛知県名古屋市）
豊 楽 興 産 株 式 会 社 本社（埼玉県久喜市）
株式会社古田工業所 本社（埼玉県久喜市）
富士アイテック株式会社 本社（東京都千代田区）
(海 外) TAIHEI ALLTECH CONSTRUCTION (PHIL.) ,INC. 本社（フィリピン）

③ 関連会社

東 京 動 力 株 式 会 社 本社（神奈川県横浜市）

(9) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減	平 均 年 令	平均勤続年数
男 性	1,747名	19名減	40.9歳	15.1年
女 性	194名	18名増	38.0歳	10.1年
計	1,941名	1名減	40.6歳	14.6年

(10) 主要な借入先

(単位：百万円)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	5,954
株式会社三井住友銀行	2,925
株式会社常陽銀行	180

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 69,479,500株
- (2) 発行済株式の総数 20,341,980株
- (3) 株主数 2,893名
- (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社ブロードピーク	1,138	5.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,003	5.27
第一生命保険株式会社	982	5.16
太平電業社員持株会	892	4.69
西華産業株式会社	753	3.96
株式会社三井住友銀行	696	3.65
株式会社光通信	673	3.53
株式会社三菱UFJ銀行	552	2.90
株式会社東京エネシス	537	2.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	489	2.57

(注) 持株比率は、「取締役向け業績連動型株式報酬制度」の導入において設定した、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口)所有の当社株式57,109株を除く自己株式(1,294,687株)を控除して計算しております。なお、自己株式は上記大株主から除いております。

(5) その他株式に関する重要な事項

- ① 当社は、2017年6月29日開催の第77回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、「取締役向け業績連動型株式報酬制度」の導入を決議いたしました。
なお、当連結会計年度末において、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）が所有する当社株式数は57,109株であります。
- ② 2014年6月導入の「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship®）」は、2019年6月に終了しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	野 尻 穰	
取締役専務執行役員	青 木 豊	営業本部長兼電力事業本部長
取締役常務執行役員	木 本 利 宗	西日本統括
取締役常務執行役員	竹 下 康 司	工事本部長
取締役常務執行役員	鶴 長 徹	技術本部長
取締役上席執行役員	日 下 慎 也	総務管理本部長兼経理部長
取締役上席執行役員	伊 藤 浩 明	東日本統括兼工事本部副本部長
取 締 役	水 口 義 久	山梨大学名誉教授
取 締 役	弓 場 法	公認会計士 日置電機株式会社 社外監査役
取 締 役	加 藤 祐 司	弁護士
常 勤 監 査 役	光 富 勉	
常 勤 監 査 役	小笠原 広 己	
監 査 役	和 田 一 郎	弁護士
監 査 役	大 村 廣	公認会計士

- (注) 1. 取締役水口義久、弓場法、加藤祐司の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。当社は、取締役水口義久、弓場法、加藤祐司の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。
2. 社外取締役の兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
3. 監査役和田一郎、大村廣の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。当社は、監査役和田一郎、大村廣の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。
4. 監査役和田一郎氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役大村廣氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. その他の執行役員は次のとおりであります(2020年4月1日現在)。

地 位	氏 名
執 行 役 員	竹田 裕治、益田 智徳、大関 克彦、山内 勝則、片柳 時雄、杉原 和忠、高橋 秀明、近嵐 弘樹、岡本 真吾、有吉 正樹、小畑 忠司、油治 誠、内山 勝見

(2) 事業年度中の取締役及び監査役の異動

① 新任取締役

取締役伊藤浩明氏は2019年6月27日開催の第79回定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。

② 退任取締役

取締役関根正一氏は任期満了により、2019年6月27日に退任いたしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各社外監査役との間に会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令の定める限度額としております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人数(名)	支給額(百万円)
取締役 (うち社外取締役)	11 (3)	382 (19)
監査役 (うち社外監査役)	4 (2)	43 (12)
合 計	15	425

- (注) 1. 当事業年度末日における在籍人員は、取締役10名、監査役4名ですが、上記支給額には、2019年6月27日付をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 支給額の中には、当事業年度に係る役員賞与総額114百万円が含まれております。
3. 取締役の報酬限度額は、2018年6月28日開催の第78回定時株主総会において年額400百万円以内(うち社外取締役40百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給と除く)と決議いただいております。また別枠で、取締役(社外取締役を除く)について、2017年6月29日開催の第77回定時株主総会において、業績連動型株式報酬額として、3事業年度を対象として、合計200百万円以内と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、2018年6月28日開催の第78回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
5. 支給額の中には、取締役(社外取締役を除く)7名に対して、当事業年度に係る役員株式給付引当金繰入額46百万円が含まれております。

(5) 社外役員に関する事項

社外取締役及び社外監査役の状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役	水 口 義 久	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、主に機械工学分野の研究者としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
取締役	弓 場 法	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
取締役	加 藤 祐 司	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
監査役	和 田 一 郎	当事業年度開催の取締役会14回全てに、また、監査役会14回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
監査役	大 村 廣	当事業年度開催の取締役会14回全てに、また、監査役会14回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額	43百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43百万円

(注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の概要

該当事項はありません。

5 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「企業行動憲章」、「倫理行動規準」に基づき、取締役、監査役および使用人はこれを日常の指針とし遵守する。
- ② 法令遵守、経営の健全性維持の観点から顧問弁護士と適宜情報交換を行い、法律問題全般に対して助言・指導を受ける。
- ③ 社長室経営企画課が、業務活動全般について、会社方針・事業計画に基づき、業務が適正に執行されているか内部監査を実施し、業務改善に向け助言・勧告をする。
- ④ 内部通報制度として、「ヘルプライン運営規程」に基づき、法令・定款上疑義のある行為またはそのおそれのある行為が行われていることを知ったときは、相談できる体制を敷く。
- ⑤ 反社会的勢力および団体との関係を遮断し、「企業行動憲章」、「倫理行動規準」を遵守し、高い倫理観と社会的良識をもって行動するとともに反社会的勢力および団体の活動を助長するような行為を行わない。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書については、「文書管理規程」および「稟議規程」に従い、適切に保存管理し、これらを取締役、監査役が常時閲覧可能な状態にする。
- ② 情報については、「情報管理規程」に基づき、適正に利用・活用するとともに、セキュリティ体制を確立する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスクマネジメントシステムの構築・維持のため、「経営リスクマネジメント規程」が、有効に機能し活用されるよう継続的改善を図る。
- ② 経営リスクが生じた場合に備え、「リスク管理規程」、「危機管理パンフレット」等に基づき、経営リスクに対する予防ならびに発生時の迅速な対応ならびに体制を敷く。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 毎月、定時取締役会を開催し、経営に関する重要事項について審議、決定を行う。
- ② 業務執行の効率的実施を補完強化する体制として、執行役員会、経営会議ならびに予算会議を定期的で開催し、都度、会社の重要課題について、意見・情報交換を行う。
- ③ 執行役員制度によって、経営の意思決定と業務執行を分離し、迅速かつ的確な意思決定と業務執行体制の強化を図る。
- ④ 「組織規程」、「執行役員規程」に従って、職務権限、業務分掌を明確化し、職務執行の効率性を高める。

(5) 当社及びグループ会社（子会社・関連会社）から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 「企業行動憲章」、「倫理行動規準」を当社およびグループ会社における共通の行動指針とするほか、「グループ会社管理規程」に基づき、業務の適法性、企業倫理性および財務報告の信頼性を確保する。
- ② 定期的な業務報告を行うことで、当社とグループ会社との情報交換・共有を深め、連携体制の強化を図る。
- ③ 「グループ会社管理規程」に基づいて、グループ会社の営業成績、財務状況等については定期的に、その他の重要な情報についてはその都度、グループ会社の取締役から、当社取締役への報告を義務づける。
- ④ 当社は、年に一回、当社およびグループ会社の取締役が出席するグループ会社連絡会を開催し、グループ会社に対し当該連絡会における報告を義務づける。
- ⑤ 当社は、当社グループ全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」を定め、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- ⑥ 当社は、不測の事態や危機の発生時に当社グループの事業の継続を図るため、「事業継続計画（BCP）」を策定し、当社およびグループ会社の取締役、監査役および使用人に周知する。
- ⑦ 当社は、「企業行動憲章」、「倫理行動規準」を当社およびグループ会社の取締役、監査役および使用人に周知徹底する。
- ⑧ 当社は、「内部監査規程」、「グループ会社管理規程」および「監査役監査基準」に基づき、グループ会社に対する年一回の内部監査を実施する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び同使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 当社の規模等を勘案し、原則、管理部門の使用人が監査役職務を補助する監査役スタッフを兼務する。ただし、監査役会から専任のスタッフを求められた場合は、監査役会の意向を尊重し検討する。
- ② 監査役スタッフが監査役の補助職務を担う場合は、取締役等からの独立性を確保するとともに、監査役の指揮命令に従わなければならない。監査役スタッフの任命、人事異動等の決定については監査役の同意を得るものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社およびグループ会社の取締役および使用人は、当社グループの業績に大きな影響を及ぼす事項について速やかに監査役または監査役会に対して報告するものとし、監査役はいつでも必要に応じて、当社およびグループ会社の取締役および使用人に対して報告を求めることができる。
- ② 監査役は、経営会議等の重要会議に出席することができる。
- ③ 「グループ会社管理規程」に基づき、グループ会社の取締役、監査役および使用人から報告を受けた者は直ちに当社の監査役または監査役会に対して報告を行う。
- ④ 「ヘルプライン運営規程」に、グループ会社の取締役、監査役および使用人が当社の監査役に対して直接通報をしたこと自体による解雇その他の不利益な取扱いの禁止を明記する。

(8) その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役、会計監査人との意見交換、グループ会社からの報告聴取など監査役が必要とする情報収集ならびに効率的な監査ができるように協力する。
- ② 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行い得る体制とする。
- ③ 当社は、監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

6 業務の適正を確保するための体制の運用状況に関する事項

(1) 内部統制システム全般

社長室経営企画課が「内部監査規程」ならびに年度監査計画に基づいて、当社およびグループ会社の業務活動全般が会社方針や事業計画に沿って、適正かつ適法に業務執行されているか内部監査を実施し、必要により業務改善に向けた助言・勧告を行うとともに、監査結果は都度、社長・監査役会へ報告を行っております。2019年度は、当社グループにおいて6箇所の監査を実施しております。また、経理部が主体となって監査役、社長室経営企画課、業務部、調達部と連携し、内部統制システムが正常に機能しているか継続的に監視・評価・是正するためモニタリングを実施し、会計監査人へ報告を行っております。2019年度は、当社グループにおいて8箇所のモニタリングを実施しております。

(2) コンプライアンス体制

- ① 「企業行動憲章」、「倫理行動規準」を社員必携の「社員手帳」や社内ポスターに掲載し、周知徹底を図っております。
- ② 社長を委員長とする法令遵守委員会を毎月1回開催し、関連法令についての理解を深めるとともに、関連法令に関する重要事項について審議、検討を行っております。また、社長室経営企画課および分掌箇所が計画に基づき事業所をはじめ各現場をパトロールし、コンプライアンス上の観点から業務執行に不備や不具合がないか確認し、その推進に努めております。
- ③ 内部通報制度の窓口（ヘルプライン）に寄せられた相談については、「ヘルプライン運営規程」に基づき、適切な対応を実施しております。

(3) グループ会社の経営管理

「グループ会社管理規程」に基づき、グループ会社から毎月定期報告を受けているほか、年1回グループ会社連絡会を開催し、事業活動の状況報告やグループにおける課題について検討するなど、グループ間の円滑な意思の疎通を図りつつ、業務の効率化と情報共有に努めております。

(4) 取締役の職務執行

- ① 「取締役会」を14回、「執行役員会」を8回それぞれ開催し、各取締役は担当分野について業務執行状況を報告しております。
- ② 取締役会規則に定める上程基準に則って、議案を絞って付議し、「取締役会」の実効性を高めております。
- ③ 社外取締役、監査役会が「取締役会」の構成、運営、意思決定のプロセス等について評価を行い、社外取締役と監査役会で構成する連携会にて「取締役会」全体が適切に機能しているか検証しております。

(5) リスク管理体制

- ① 個別のリスクについては、社内の担当部署が規程や要領に基づき、適宜適切に対応しております。
- ② 全社的なリスク管理については、事業環境に照らし、リスクを洗い出し、その基本的な対応をまとめた「危機管理パンフレット」、「危機行動 従業員のポケットマニュアル」、「危機行動チェックリスト」を策定し、全社に水平展開しております。
- ③ 事業を取り巻く各種リスクに的確に対応できるよう、機能・権限の見直し、支店機能の拡充、専門部署の創設、適切な人員配置などにより組織力の強化を図っております。
- ④ 情報セキュリティについては、「情報管理規程」や「情報管理基本ルール」を制定し、その徹底のため、eラーニングによる社員教育を実施しております。情報機器は、情報システム部門が統括して導入して管理し、情報漏洩リスクの低減を図っております。また、サイバーセキュリティ対策については、監視システムを構築して常時安全な状態を確保しております。2019年度は当社グループにおいて3箇所のITセキュリティ内部監査を行ってIT統制の評価を行い、適切な整備と運用が行われているか検証しております。

(6) 監査役の職務執行

- ① 監査役は、「取締役会」のほか「予算会議」、「経営会議」、「法令遵守委員会」等の社内の重要な会議に出席し、内部統制システムの運用状況や取締役の職務執行について監視、検証をしております。
- ② 監査役と会計監査人との間で定期および随時に報告、協議が行われているほか、監査役と社外取締役との間で定期および随時に意見・情報を交換する場を設け、監査の実効性を高めております。
- ③ 管理部門の使用人を、監査役職務を補助する監査役スタッフとして任命（兼職）し、監査役の職務執行が円滑に遂行できる体制にしております。2019年度は、経理部および総務部から監査役補助使用人をそれぞれ任命（兼職）し、監査役から指示された職務を執行しております。
- ④ 監査役は、「監査役監査基準」、「グループ会社管理規程」に基づき、当社およびグループ会社から定期および随時に報告を受け監視、検証しております。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営基盤の強化ならびに堅固な財務体質の構築を目指すとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要施策として位置づけております。剰余金の配当に関しましては、長期的な視野に立ち、安定的かつ継続的な配当を行っていくことを基本方針とし、各決算期の業績や配当性向、純資産配当率、経営環境等を総合的に判断し決定いたします。

内部留保につきましては、将来の営業範囲の拡大・事業展開に向けた研究開発および建設用機械設備等、企業の成長に必要な資金需要に備えつつ、余剰資金につきましては、各種リスクと収益のバランスを勘案し効率的な運用を検討しながら、株主価値向上に努めてまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、継続的な安定配当60円に対し、10円増配し、2019年10月に西風新都バイオマス発電所が竣工を迎えたことから、株主の皆様へ感謝の意を表し、20円の記念配当を加え、1株当たり90円の配当を実施いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
流 動 資 産	95,027
現 金 預 金	17,239
受取手形・完成工事未収入金	46,843
電 子 記 録 債 権	8,730
未 成 工 事 支 出 金	20,496
材 料 貯 蔵 品	52
そ の 他	1,666
固 定 資 産	32,543
有 形 固 定 資 産	20,304
建 物 ・ 構 築 物	8,034
機 械 ・ 運 搬 具	4,314
工 具 器 具 ・ 備 品	219
土 地	7,310
リ ー ス 資 産	181
建 設 仮 勘 定	244
無 形 固 定 資 産	404
借 地 権	37
リ ー ス 資 産	84
の れ ん	73
そ の 他	208
投 資 そ の 他 の 資 産	11,834
投 資 有 価 証 券	6,850
事 業 保 険 料	1,284
繰 延 税 金 資 産	1,562
賃 貸 不 動 産	992
長 期 性 預 金	594
そ の 他	651
貸 倒 引 当 金	△ 101
資 産 合 計	127,571

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
流 動 負 債	38,748
支 払 手 形 ・ 工 事 未 払 金	10,333
電 子 記 録 債 務	12,232
一 年 内 償 還 予 定 の 社 債	400
一 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	1,685
リ ー ス 債 務	107
未 払 法 人 税 等	2,596
未 成 工 事 受 入 金	7,296
賞 与 引 当 金	956
役 員 賞 与 引 当 金	139
完 成 工 事 補 償 引 当 金	96
工 事 損 失 引 当 金	321
設 備 関 係 電 子 記 録 債 務	615
そ の 他	1,966
固 定 負 債	21,199
社 債	9,400
長 期 借 入 金	7,464
リ ー ス 債 務	157
退 職 給 付 に 係 る 負 債	3,891
役 員 株 式 給 付 引 当 金	103
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	97
そ の 他	84
負 債 合 計	59,947
(純 資 産 の 部)	
株 主 資 本	66,572
資 本 金	4,000
資 本 剰 余 金	4,888
利 益 剰 余 金	59,845
自 己 株 式	△ 2,162
そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	222
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,144
為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 155
退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 766
非 支 配 株 主 持 分	828
純 資 産 合 計	67,623
負 債 純 資 産 合 計	127,571

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		119,459
売 上 原 価		102,165
売 上 総 利 益		17,293
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,843
営 業 利 益		9,450
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	189	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	87	
固 定 資 産 賃 貸 料	253	
そ の 他	161	692
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	30	
為 替 差 損	158	
固 定 資 産 賃 貸 費 用	159	
そ の 他	213	562
経 常 利 益		9,580
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	17	
収 用 補 償 金	71	88
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	249	
そ の 他	0	250
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		9,419
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,229	
法 人 税 等 調 整 額	△ 99	3,129
当 期 純 利 益		6,289
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		99
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		6,190

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年4月1日残高	4,000	4,888	55,179	△ 2,457	61,610
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 1,523		△ 1,523
親会社株主に帰属する当期純利益			6,190		6,190
自己株式の取得				△ 0	△ 0
自己株式の処分		0		295	295
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	0	4,666	294	4,961
2020年3月31日残高	4,000	4,888	59,845	△ 2,162	66,572

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
2019年4月1日残高	2,191	△ 152	△ 1,021	1,017	734	63,363
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△ 1,523
親会社株主に帰属する当期純利益						6,190
自己株式の取得						△ 0
自己株式の処分						295
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△ 1,046	△ 3	255	△ 795	93	△ 701
連結会計年度中の変動額合計	△ 1,046	△ 3	255	△ 795	93	4,259
2020年3月31日残高	1,144	△ 155	△ 766	222	828	67,623

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	91,307
現金預金	15,550
受取手形	1,281
電子記録債権	8,589
完成工事未収入金	44,606
未成工事支出金	19,531
材料貯蔵品	35
前払費用	181
未収収益	7
その他	1,523
固定資産	31,683
有形固定資産	19,035
建物・構築物	7,863
機械・運搬具	4,151
工具器具・備品	205
土地	6,402
リース資産	168
建設仮勘定	243
無形固定資産	324
借地権	37
リース資産	84
ソフトウェア	106
その他	95
投資その他の資産	12,323
投資有価証券	5,610
関係会社株式	2,050
長期貸付金	962
事業保険料	1,154
繰延税金資産	1,185
賃貸不動産	991
長期性預金	544
その他の	149
貸倒引当金	△ 325
資産合計	122,990

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	37,490
支払手形	493
電子記録債権	12,603
工事未払金	9,353
一年内償還予定の社債	400
一年内返済予定の長期借入金	1,658
リース負債	102
未払金	889
未払費用	687
未払法人税等	2,480
未成工事受入金	6,582
預り金	215
賞与引当金	850
役員賞与引当金	114
完成工事補償引当金	96
工事損失引当金	321
設備関係電子記録債権	615
その他	26
固定負債	19,795
社債	9,400
長期借入金	7,389
リース負債	150
退職給付引当金	2,670
長期預り保証金	70
役員株式給付引当金	103
その他	10
負債合計	57,286
(純資産の部)	
株主資本	64,545
資本	4,000
資本剰余金	4,888
資本準備金	4,645
その他の資本剰余金	242
利益剰余金	57,816
利益剰余金	908
その他利益剰余金	56,908
別途積立金	30,380
繰越利益剰余金	26,528
自己株式	△ 2,160
評価・換算差額等	1,159
その他有価証券評価差額金	1,159
純資産合計	65,704
負債純資産合計	122,990

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		113,246
売 上 原 価		97,273
売 上 総 利 益		15,972
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,148
営 業 利 益		8,824
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	207	
固 定 資 産 賃 貸 料	196	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	1	
そ の 他	196	602
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	29	
為 替 差 損	176	
固 定 資 産 賃 貸 費 用	97	
そ の 他	264	568
経 常 利 益		8,858
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	99	
収 用 補 償 金	71	
そ の 他	1	172
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	237	237
税 引 前 当 期 純 利 益		8,793
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,014	
法 人 税 等 調 整 額	△ 113	2,900
当 期 純 利 益		5,892

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
2019年4月1日残高	4,000	4,645	242	4,888	908	30,380	22,159	53,447
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△ 1,523	△ 1,523
当期純利益							5,892	5,892
自己株式の取得								
自己株式の処分			0	0				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	0	0	-	-	4,368	4,368
2020年3月31日残高	4,000	4,645	242	4,888	908	30,380	26,528	57,816

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合 計	
2019年4月1日残高	△ 2,455	59,881	2,189	2,189	62,070
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△ 1,523			△ 1,523
当期純利益		5,892			5,892
自己株式の取得	△ 0	△ 0			△ 0
自己株式の処分	295	295			295
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△ 1,029	△ 1,029	△ 1,029
事業年度中の変動額合計	294	4,663	△ 1,029	△ 1,029	3,633
2020年3月31日残高	△ 2,160	64,545	1,159	1,159	65,704

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

太平電業株式会社
取締役会 御中

2020年5月22日

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大木智博[Ⓔ]
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 柳下敏男[Ⓔ]
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、太平電業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、太平電業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書太平電業株式会社
取締役会 御中

2020年5月22日

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大木智博[Ⓜ]
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 柳下敏男[Ⓜ]
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、太平電業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第80期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、グループ会社については、グループ会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じてグループ会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びそのグループ会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月25日

太平電業株式会社 監査役会

常勤監査役	光 富	勉	Ⓜ
常勤監査役	小笠原	広 己	Ⓜ
社外監査役	和 田	一 郎	Ⓜ
社外監査役	大 村	廣	Ⓜ

以 上

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、2020年6月25日（木曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせ下さい。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) パソコン、携帯電話による方法
 - ・ 議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
 - ・ 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。

(「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。)

・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。

・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2. (1) パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

(1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

電話 0120-173-027 (受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

第80回定時株主総会会場ご案内図

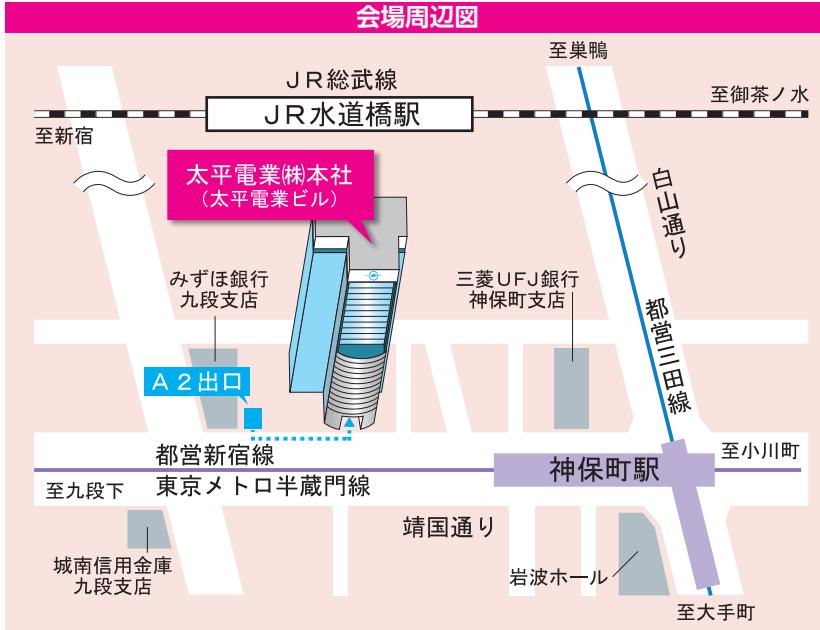
会場

東京都千代田区神田神保町二丁目4番地
当社9階大会議室

電話

(03) 5213-7211

会場周辺図



下車駅

都営三田線
都営新宿線
東京メトロ半蔵門線
「神保町駅」より
徒歩約3分
(A 2 出口を出て左すぐ)

JR総武線
「水道橋駅」より
徒歩約12分

 太平電業株式会社

UD
FONT



見やすいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。

環境保全のため、FSC® 認証紙と植物油インキを使用して印刷
しています。